

岡山県計量法関係手数料

1 特定計量器の検定(型式承認)

区 分	金 額	
	現 行	改 訂
1 質量計(非自動はかりに限る。)		
(1) 検出部が電気式のもの又は光電式のものであって、ひょう量が1トン以下のもの		
ひょう量が30kg以下のもの	1,100円	1,100円
ひょう量が100kg以下のもの	1,300円	1,300円
ひょう量が250kg以下のもの	1,700円	1,700円
ひょう量が500kg以下のもの	2,060円	2,060円
ひょう量が500kgを超えるもの	2,360円	2,370円
(2) 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがあるもの		
ひょう量が10kg以下のもの	110円	110円
ひょう量が10kgを超えるもの	200円	200円
(3) (1)又は(2)に掲げるもの以外のもの		
ひょう量が5kg以下のもの	160円	160円
ひょう量が20kg以下のもの	200円	200円
ひょう量が50kg以下のもの	260円	260円
ひょう量が100kg以下のもの	350円	350円
ひょう量が250kg以下のもの	530円	530円
ひょう量が500kg以下のもの	900円	900円
ひょう量が1トン以下のもの	1,610円	1,610円
ひょう量が2トン以下のもの	2,460円	2,460円
ひょう量が5トン以下のもの	6,230円	6,240円
ひょう量が10トン以下のもの	7,950円	7,960円
ひょう量が20トン以下のもの	11,710円	11,740円
ひょう量が30トン以下のもの	14,560円	14,610円
ひょう量が40トン以下のもの	19,460円	19,550円
ひょう量が50トン以下のもの	22,030円	22,150円
ひょう量が50トンを超えるもの	22,030円に、 ひょう量10トンまで を増すごとに22,0 30円の5分の1の 額を加えた額。た だし、その額に100円 未満の端数がある ときは、その端数金 額を切り捨てた額	22,150円に、 ひょう量10トンまで を増すごとに22,1 50円の5分の1の 額を加えた額。た だし、その額に100円 未満の端数がある ときは、その端数金 額を切り捨てた額
<small>最小の目量(隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。)又は表記された感量(質量計が反応することができる質量の最小の変化をいう。)がひょう量の1万分の1未満のものにあつては、(1)から(3)までに掲げる金額の2倍の額とする。</small>		
2 温度計(ガラス製温度計に限る。)		
(1) 計ることができる温度が零下5度以上105度以下のもの	60円	60円
(2) 計ることができる温度が零下5度以上200度以下のもの	100円	100円
(3) 計ることができる温度が零下30度以上105度以下のもの	150円	150円
(4) 計ることができる温度が零下30度以上200度以下のもの	170円	170円
3 体積計		
(1) 燃料油メーター		
① 使用最大流量が1リットル毎分以下のもの	590円	590円
② 表示機構の最大指示量が50リットル以下のもの(①に掲げるものを除く。)	1,600円	1,600円
③ ①又は②に掲げるもの以外のもの	2,050円	2,050円
(2) 液化石油ガスメーター	6,430円	6,430円
4 アネロイド型圧力計(アネロイド型血圧計を除く。)		
(1) 計ることができる最大の圧力が50MPa以下のもの	90円	90円
(2) 計ることができる最大の圧力が100MPa以下のもの	450円	450円